

平成19年4月1日制定

## 前払金の支払期限の特例について

契約履行規則の第34条第4項ただし書きの規定に基づき、前払金の支払期限を請求書の提出を受けてから21日以内に延長するときは、次のとおりとします。

- 請求書の提出を受けた日から14日以内に4月29日から5月5日までの1日が該当するとき。
- 請求書の提出を受けた日から14日以内に12月29日から1月3日までの1日が該当するとき。
- 前記に指定した期間の前後が土曜、日曜日にあたるときは、その期間を含む。